

課税標準の特例一覧(抜粋)

根拠規定	区分	対象事業者	対象資産	取得時期	適用期間	課税率	提出書類	
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	一般ガス事業(ガス事業法 § 2⑥)	原料処理設備、ガス発生設備、附属設備の用に供する構築物、機械、装置、ガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置、導管(供給管、屋内管は除く)のうちガス導管事業、大口ガス事業用以外のもの	H1.1.2以降	5年間 その後5年間	1/3 2/3	- -
	第27項	家庭的保育	家庭的保育事業の認可を得た者(児童福祉法 § 6の3⑨)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
	第28項	居宅訪問型保育	居宅訪問型保育事業の認可を得たもの(児童福祉法 § 6の3⑩)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
	第29項	事業所内保育	事業所内保育事業の認可を得たもののうち、利用定員が5人以下であるもの(児童福祉法 § 6の3⑫)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
法附則第15条第2項	第1号	汚水又は廃液の処理施設	特定施設(水質汚濁防止法 § 2②)、または指定地域特定施設(水質汚濁防止法 § 2③)を設置する工場または事業場	沈殿または浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、濃縮または燃焼装置、蒸発洗浄または冷却装置、中和装置、酸化または還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯留装置、輸送装置等ならびにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 ※電気供給業の用に供するもの、汚水・廃液の有用成分の回収・工業用水の再利用を目的とするものを除く	R2.4.1 ~ R4.3.31	期限なし	1/2	特定施設設置(使用・変更)届出書の写し
	第2号	ごみ処理施設	廃棄物処理及び清掃に関する法律 § 8①の許可(施行令附則 § 2①の規定の適用に係るものを除く)、同法 § 9の8①⑥の認定を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令 § 5①に規定するごみ処理施設における焼却装置、溶融装置、破碎装置、圧縮装置ならびにこれらに附属する搬送装置、貯留装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置(溶融装置附属)、集じん装置、その他の附属設備 (処理能力が1日5トン以上のものに限る)	H14.4.1 ~ R4.3.31	期限なし	1/2	県知事が発行する一般廃棄物処理施設設置許可書の写し
	第3号	一般廃棄物最終処分場	廃棄物処理及び清掃に関する法律 § 8①の許可(施行令附則 § 2①の規定の適用に係るものを除く)、同法 § 9の8①⑥の認定を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令 § 5②に規定する一般廃棄物最終処分場における擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備、搬入管理設備	H28.4.1 ~ R4.3.31	期限なし	2/3	県知事が発行する一般廃棄物処理施設設置許可書の写し
	第4号	産業廃棄物処理施設	廃棄物処理及び清掃に関する法律 § 15①の許可を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令 § 7(11-2)(12)(12-2)(13)に規定する産業廃棄物の処理施設(焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置、ならびにこれらに附属する搬送装置、貯留装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備 (イ) 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令 § 2の4(5)トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものの廃棄物溶解施設 (ロ) (イ)以外の処理施設	H30.4.1 ~ R4.3.31	期限なし	(イ) 1/2 (ロ) 1/3	産業廃棄物処理施設設置申請書ならびに許可書の写し ※処理の内容等が分かるもの
	第5号	汚水の除害施設	公共下水道を使用する者(下水道法 § 12①または § 12(11-1))	左記のものが設置した除害施設における沈殿または浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化または還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯留装置、輸送装置ならびにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 ※下水の有用成分の回収や工業用紙の再利用を目的とするものを除く	H30.4.1 ~ R4.3.31	期限なし	3/4	除害施設設置届出書の写し

課税標準の特例一覧(抜粋)

根拠規定	区分	対象事業者	対象資産	取得時期	適用期間	課税率	提出書類
法附則第15条	第27項	再生可能エネルギー発電施設	①太陽光発電設備(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り)のうち太陽光発電設備及び同時に設置した専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置(1,000kW未満) ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第25条に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く) (ロ) 風力発電設備(20kW以上) (ハ) 地熱発電設備(1,000kW未満) (ニ) バイオマス発電設備(1万kW以上、2万kW未満)	R2.4.1 ～R4.3.31	3年間	2/3	太陽光⇒再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付確定通知書 経済産業省が発行する認定書の写し
	第34項	特定業務所内保育施設	①太陽光発電設備(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り)のうち太陽光発電設備及び同時に設置した専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置(1,000kW以上) ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第25条に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く)のうち下記のもの (ロ) 風力発電設備(20kW未満) (ハ) 水力発電設備(5,000kW以上…①)(5,000kW未満…②) (ニ) 地熱発電設備(1,000kW以上) (ホ) バイオマス発電設備(1万kW未満)			太陽光 水力① 風力 3/4	その他⇒経済産業省が発行する認定書の写し 電力会社との契約がわかる書類
法附則第64条	中小企業者等が取得した認定先端設備等	生産性向上特別措置法または中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等	生産性向上特別措置法第41条②または中小企業等経営強化法第53条②に規定する先端設備等に該当する以下の要件を満たす下記の資産(リース資産を含む) ①1台または1基の種類ごとの要件 機械装置 160万円以上/10年以内 測定工具及び検査工具 30万円以上/5年以内 器具備品 30万円以上/6年以内 建物附属設備 60万円以上/14年以内 構築物 120万円以上/14年以内 事業用家屋(取得価格が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの) ②生産、販売活動等の用に直接供するもの ③旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの	H30.7.13 ～R5.3.31 (構築物・事業用家屋のみ R2.4.30 ～R5.3.31)	新設後3年間	0	生産性向上特別措置法または中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画ならびに認定書 先端設備等に係る生産性向上要件証明書 ※リースの場合、リース契約書と固定資産税軽減額計算書の写し

※中小企業者等とは①資本金(出資金)が1億円以下の法人(同一の大規模法人から2分の1または2社以上の大規模法人から合わせて3分の2以上を出資されている法人は除く) ②従業員数が1,000人以下の個人事業主をいいます。